法学研究科　博士後期課程　履修系統図

学修・教育目標	1年	2年	3年
・法哲学の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	法哲学特殊研究	法哲学特殊研究	法哲学特殊研究
・日本法制史の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	日本法制史特殊研究	日本法制史特殊研究	日本法制史特殊研究
・英米法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	英米法特殊研究	英米法特殊研究	英米法特殊研究
・憲法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	憲法特殊研究	憲法特殊研究	憲法特殊研究
・行政法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	行政法特殊研究	行政法特殊研究	行政法特殊研究
・教育法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	教育法特殊研究	教育法特殊研究	教育法特殊研究
・民法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	民法特殊研究	民法特殊研究	民法特殊研究
・商法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	商法特殊研究	商法特殊研究	商法特殊研究
・民事訴訟法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	民事訴訟法特殊研究	民事訴訟法特殊研究	民事訴訟法特殊研究
・刑法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	刑法特殊研究	刑法特殊研究	刑法特殊研究
・刑事訴訟法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	刑事訴訟法特殊研究	刑事訴訟法特殊研究	刑事訴訟法特殊研究
・刑事政策の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	刑事政策特殊研究	刑事政策特殊研究	刑事政策特殊研究
・労働法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	労働法特殊研究	労働法特殊研究	労働法特殊研究
・知的財産権法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	知的財産権法特殊研究	知的財産権法特殊研究	知的財産権法特殊研究
・環境法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	環境法特殊研究	環境法特殊研究	環境法特殊研究
・国際法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	国際法特殊研究	国際法特殊研究	国際法特殊研究
・国際私法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	国際私法特殊研究	国際私法特殊研究	国際私法特殊研究
・国際経済法の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	国際経済法特殊研究	国際経済法特殊研究	国際経済法特殊研究
・国際政治学の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	国際政治学特殊研究	国際政治学特殊研究	国際政治学特殊研究
・政治外交史の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	政治外交史特殊研究	政治外交史特殊研究	政治外交史特殊研究
・比較政治の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	比較政治特殊研究	比較政治特殊研究	比較政治特殊研究
・政治学の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	政治学特殊研究	政治学特殊研究	政治学特殊研究
・地方自治の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	地方自治特殊研究	地方自治特殊研究	地方自治特殊研究
・政治思想史の分野における特定の研究課題に関連して、総合的、専門的かつ学際的な見地から、独自の視点を有し、学術的な見地から精緻な分析・整理を行い、当該内容に関連して学術的に高度な議論を自立的かつ体系的に展開できるようにすることを教育目標とする。	政治思想史特殊研究	政治思想史特殊研究	政治思想史特殊研究
	講義科目※	講義科目※	講義科目※

博士論文

※講義科目
公法総合研究、民事法総合研究、刑事法総合研究、国際関係総合研究、政治学総合研究